

○電子契約の導入について

京田辺市では、受注者の負担軽減、契約事務のペーパーレス化、業務の効率化等を目的に、**令和8年4月から電子契約を導入します**。電子契約の利用を希望する場合は、電子契約を希望する案件ごとに電子契約利用申出書を提出してください。なお、電子契約を希望しない場合は従来通り紙での契約締結が可能です。

○電子契約とは？

従来、合意内容を証拠として残すため印鑑で押印して取り交わされていた契約書。

この契約書に代わり、電子データに電子署名をすることで、書面による契約と同等の証拠力を認められるのが電子契約です。**インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能です。また、事業者側の費用負担はありません。**

○電子契約のメリット

- コスト削減 ⇒収入印紙代、印刷費、郵送費、紙代等が不要
電子文書には印紙税が課税されません
- 契約手続きのスピードアップ ⇒印刷・製本・押印・郵送といった作業が不要
- 文書管理の効率化 ⇒書類紛失のリスクを低減、保管スペースが不要

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

電子契約 業務フロー

(建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等)

次の書類を併せてメールで提出

■工事契約の場合

・建設リサイクル法書面

■建築設計契約の場合

・別紙1 (建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項)

※注文書・請書の場合、追加書類なし

